

許可番号 第04523003231号

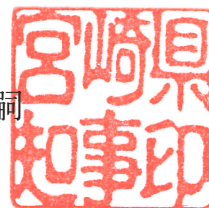
産業廃棄物処分業許可証

住 所 宮崎県宮崎市日ノ出町226番地

氏 名 株式会社環境未来恒産 代表取締役 石川 武則
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日 令和7年8月28日

許可の有効年月日 令和12年8月27日

1. 事業の範囲

事業の区分 中間処理業（発酵堆肥化・浄化、発酵堆肥化）

産業廃棄物の種類

中間処理業（発酵堆肥化・浄化）に係るもの

廃酸（焼酎廃液に限る。）、家畜ふん尿 以上2種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

中間処理業（発酵堆肥化）に係るもの

汚泥（有機性のものに限る。）、動植物性残さ 以上2種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (無)

許可更新、変更事項等	許可更新、変更事項等
昭和56年6月5日 シレイ245-20-5	新規許可
平成2年8月28日 シレイ245-52-6	変更許可
平成5年10月13日 第04540003231号	変更許可
平成7年8月28日 第04540003231号	更新許可
平成7年12月28日 第04540003231号	変更許可 最終処分業（海洋投入（動植物性残さ））の追加
平成11年4月30日 第04543003231号	変更許可 中間処理業（脱水）の追加
平成12年8月28日 第04540003231号	更新許可
平成14年12月13日	変更届出 最終処分業（海洋投入）の廃止
平成15年2月26日	変更届出 氏名及び法人の役員
平成17年8月28日 第04540003231号	更新許可
平成22年8月19日	変更届出 申請時錯誤に伴う安定型最終処分場の設置場所の修正、最終処分業（安定型埋立）に係る取扱品目「ゴムくず」の廃止、保管場所の変更
平成22年8月28日 第04540003231号	更新許可
平成25年1月30日	変更届出 最終処分業（安定型埋立）の廃止
平成27年8月28日	変更届出 錯誤による保管場所容量の変更及び役員の変更
平成27年8月28日 第04523003231号	更新許可
平成30年6月27日 第04523003231号	変更許可 中間処分業（発酵堆肥化・浄化、発酵堆肥化）の追加
平成30年8月22日	変更届出 中間処理業（脱水）の廃止
令和2年8月28日 第04523003231号	更新許可
令和7年8月28日 第04523003231号	更新許可

以下余白

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

(事務所) 宮崎市日ノ出町226番地

電話番号：0985-29-5136

(事業場) 都城市高崎町東霧島字川地山2030番 外8筆

電話番号：0986-29-3190

2 事業の用に供するすべての施設

種類 汚泥の脱水施設

設置場所 都城市高崎町東霧島字川地山2031番1 外1筆

設置年月日 平成30年4月20日

処理能力 90m³/日 (10時間)

許可年月日 平成30年3月28日

許可番号 シレイ24935-18-3

種類 発酵堆肥化施設

設置場所 都城市高崎町東霧島字日ケ暮665番1 外1筆

許可年月日 平成30年4月20日

処理能力 4.9t/日 (24時間)

種類 浄化施設

設置場所 都城市高崎町東霧島字川地山2030番

外3筆、同字日ケ暮662番3 外1筆

許可年月日 平成11年4月6日

処理能力 200m³/日 (24時間)

3 保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管

上限及び積み上げることができる高さ

所在地 都城市高崎町東霧島字川地山2031番1

面積 ①②③31.50m²

種類 ①廃酸 ②汚泥 ③家畜ふん尿

保管上限 ①②③88.01m³

高さ 一 (槽内)

4 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

中間処理業（発酵堆肥化・浄化）：機械式（多重円板外胴型スクレープレス） アムコン(株)製 ウォールト脱水機 ES-303F-TA-JP型
堆積・攪拌発酵方式（発酵堆肥化施設）、活性汚泥法（浄化施設）

中間処理業（発酵堆肥化）：中間処理業（発酵堆肥化・浄化）の発酵堆肥化施設と同一施設

5 特記事項

県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）を遵守すること。